

議員提出議案第2号

令和4年3月1日

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 久保谷 充 殿

提出者	阿見町議会議員	吉 田 憲 市
賛成者	〃	紙 井 和 美
〃	〃	久 保 谷 実
〃	〃	柴 原 成 一
〃	〃	難 波 千 香 子
〃	〃	野 口 雅 弘

(提案理由)

本案は、全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定による「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」に位置付けることにより、全員協議会に出席したときに、費用弁償を支給するため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年阿見町条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は」を「,」に、「若しくは」を「,」に改め、「特別委員会」の次に「又は阿見町議会会議規則(昭和62年阿見町議会規則第1号)第128条第1項に規定する全員協議会」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、定例会、臨時会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席したときは、費用弁償として日額1,100円を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は阿見町議会会議規則(昭和62年阿見町議会規則第1号)第128条第1項に規定する全員協議会に出席したときは、費用弁償として日額1,100円を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	